

法務総合研究所

研究部報告

48

女性と犯罪（動向）

2012

法務総合研究所

は し が き

法務総合研究所研究部報告48号は、「女性と犯罪（動向）」と題し、女性による犯罪と女性犯罪者の処遇に関する動向を取りまとめて報告する。

一般に、女性の犯罪は、男性の犯罪と異なる特色を有すると言われているが、その件数が少ないこともあって、各種の犯罪情勢等に関する調査・分析においては男性の犯罪の陰に隠れて光が当てられることが少なかった。そこで、法務総合研究所では、昭和43年に「女子受刑者の実態報告」と題して、女性受刑者の実態調査を、57年から62年まで「女性犯罪の総合的研究」と題して、女性犯罪の動向とその特質の分析、女子受刑者の実態調査等を、それぞれ行い、研究部紀要に発表した。また、平成4年版犯罪白書では、特集として「女子と犯罪」を取り上げ、女子犯罪の動向及び女子犯罪者処遇の実情等を調査した。女性による犯罪と女性犯罪者の処遇に関する統計資料については、これらの調査の中で、昭和55年又は平成3年までのものが収集して取りまとめられた。

その後、約20年が経過した。その間に、女性の社会進出は顕著となり、生活習慣や社会の経済情勢も著しく変化した。また、女性の犯罪情勢については、女性の入所受刑者が平成3年から22年の間に2倍以上に増加し、収容定員を超えた人員が収容される状況にあり、女性による犯罪への対処が重要となっていると言えよう。

これらの各種情勢の変化を踏まえて、女性犯罪者の現状とその特徴的な傾向を明らかにすることは、女性犯罪者の処遇の充実を図る上で必要不可欠である。そこで、本報告書では、女性による犯罪と女性犯罪者の処遇の全体像を概観する目的で、これらに関する昭和55年以降の統計資料を取りまとめることとした。その特徴的な部分について紙面で紹介するほか、収集した統計資料の全体をCD-ROMに収録して、女性犯罪者の処遇の充実を図るための今後の検討の基礎として用いることができるようにしている。

本報告が、今後、我が国の女性犯罪者のより適切な処遇の在り方を検討するための議論に際して、多少なりとも貢献できれば幸いである。

平成24年11月

法務総合研究所長 酒 井 邦 彦

要 旨 紹 介

本報告は、統計的資料に基づいて、女性による犯罪の動向と女性犯罪者の処遇の状況を明らかにすることにより、女性犯罪者に対する処遇を検討するための基礎的資料を提供することを目的としている。女性犯罪者と言っても、その社会的・経済的条件は、時代によっても年齢層によっても異なり得るものであり、したがって、その犯罪の特徴、処遇上の特質も異なり得ると考えられる。このような観点から、女性犯罪者に関する統計的資料を可能な限り収集し、経年比較・年齢層別^(注)比較が可能な形で取りまとめ、刑事司法の各段階での実情を明らかにするとともに、主要な罪名（殺人、強盗、傷害、放火、窃盗、詐欺及び覚せい剤取締法違反）を取り上げ、その特徴を探究することとした。そのほか、女性が受ける統計上の犯罪被害、女性特有の問題である売春に関わる刑事政策上の統計資料についても取り上げた。

1 女性による犯罪の動向（第1章）

（1）一般刑法犯

女性の一般刑法犯の検挙人員は、昭和58年に8万3,000人台、63年に8万2,000人台となった後、平成期に入って一旦は大幅に減少し、平成4年には5万2,000人台となったが、5年から増加に転じ、17年に8万4,175人と戦後最多を記録した。18年から再び減少に転じ、22年は7万人弱であった（一般刑法犯の検挙人員総数及び男性の一般刑法犯の検挙人員においては、昭和55年以降の最多は59年であり、最少は平成4年である。）。一般刑法犯検挙人員における女性比は、6年まではほとんどの年で20%未満であったが、7年以降は毎年20%を超えている。

女性の一般刑法犯検挙人員を年齢層別に見ると、20歳未満の者が最も多かったが、平成16年以降、顕著な減少傾向にある。他方で、65歳以上の高齢者については、増加傾向が著しく、22年は昭和61年の約4.7倍であった。

女性の殺人による検挙人員は、昭和63年以降、おおむね横ばいで推移しており、女性比も約2割で推移している。嬰兒殺（1歳未満の乳児を殺害（未遂を含む。）したものを用う。）は、性質上、女性比が高いが、平成22年の女性の検挙人員は昭和55年に比べ激減しており、10分の1以下である。

女性の強盗による検挙人員は、男性に比べ少なく、昭和55年に100人未満（女性比は3.6%）であったが、平成9年以降増加し、15年には300人を超え、その後、減少したが、19年以降、200人前後（女性比は7%前後）で推移している。年齢層別に見ると、18年以降の女子の少年の検挙人員は大きく減少している。

(注) 年齢層については、原則として、20歳未満、20歳代、30歳代、40歳代、50～64歳、65歳以上の6つの層に区分した形で取りまとめた。

女性の傷害による検挙人員は、男性に比べ少なく、昭和55年に約1,229人（女性比は3.5%）であり、その後、緩やかな増減を経て、平成22年においては1,724人（女性比は7.8%）となった。

女性の放火による検挙人員は、昭和55年以降、長期的には緩やかな増加傾向にあり、女性比も上昇傾向にあり、平成22年においては24.3%である。

女性の窃盗による検挙人員は、一般刑法犯の大部分を占めており、平成22年においては77.0%である。同年の女性比は、昭和55年からやや上昇し、30.5%であり、一般刑法犯全体と比べ高い。年齢層別に見ると、高齢者の女性の検挙人員の増加が著しく、平成22年は昭和61年の約4.7倍であった。女性の窃盗の検挙人員の中では、非侵入盗によるものが多く、毎年80%以上を占めており、特に高齢者が多い（平成22年に99.0%）。

女性の詐欺による検挙人員は、男性に比べ少なく、昭和55年の女性比は9.1%（検挙人員1,222人）であったが、平成22年においては17.4%（検挙人員1,963人）と上昇した。

（2） 特別法犯

特別法犯（交通関係法令違反を除く。）の女性の送致人員は、昭和55年の2万7,610人から平成22年の1万1,266人に減少し、女性比も17.3%から14.6%に低下した。

女性の覚せい剤取締法違反による送致人員は、平成22年において、交通関係法令違反を除く特別法犯送致人員の中で約4分の1弱を占めている。同人員は、昭和59年の4,274人をピークに減少傾向にあり、平成22年は2,543人であるものの、女性比は昭和55年の15.6%から平成22年の21.4%へ上昇している。年齢層別に見ると、少年比は低下しているものの、平成14年以降、女子の覚せい剤取締法違反による送致人員は男子よりも多く推移している。

2 女子の非行少年の特徴

（1） 就学・就労状況（第2章）

女子の非行少年の検挙人員の犯行時の就学・就労状況を見ると、殺人、強盗及び放火を除き、毎年、学生の占める比率が最も高く、大多数を占めている。また、女子の学生の中では、傷害及び放火を除き、近年高校生の比率が高い。検挙人員が少なく、傾向が明らかではない殺人、放火を除き、女子の非行少年の検挙人員に占める有職者の比率は男子より低い。

（2） 保護者の状況（第2章）

女子の非行少年の検挙人員の犯行時の保護者状況を見ると、どの罪名でも、両親のいる少年の比率が最も高いものの、殺人及び放火を除き、母親のみの少年の比率が上昇している。

（3） ぐ犯（第4章）

ぐ犯の家庭裁判所終局処理人員は昭和59年から減少し、平成22年は、男女総数で昭和55

年の8分の1程度となっている。

女子のぐ犯を態様別に見ると、昭和55年においては、不純異性交遊、家出が大半を占めていたが、平成22年までに、これらが大きく減少し、「その他」（飲酒、喫煙、浪費、けんか、盛り場はいかい、凶器携帯等をいう。）が増加した。

3 検察庁における処理の動向（第3章）

昭和57年の法務総合研究所研究部紀要に発表された「女性犯罪の総合的研究（第1報告 犯罪統計を中心とした女性犯罪）」において、昭和55年までの時点で、女性の起訴率は男性の起訴率を下回り、起訴猶予率は男性よりはるかに高いことが指摘されていたが、その後においても、女性の起訴率は男性より低く、女性の起訴猶予率は男性より高い特徴が維持されている。しかし、一般刑法犯において、男性では起訴率が低下傾向、起訴猶予率は上昇傾向にあるのに対し、女性では起訴率が上昇し、起訴猶予率は低下しているため、男女差は縮小傾向にある。

罪名別に見ると、覚せい剤取締法違反において、起訴率、起訴猶予率の男女差が小さく、窃盗において男女差が大きい。

起訴・起訴猶予人員に占める初犯者の比率は、どの罪名においても、女性が男性よりも高い。罪名別に見ると、覚せい剤取締法違反において、女性の起訴人員又は女性の起訴猶予人員に占める有前科者の比率が高い。

4 女性が被害者となった犯罪の動向（第5章）

一般刑法犯において、人が被害者となった事件のうち女性が被害者であるものの比率（被害女性比）は、昭和60年以降約3分の1で推移しており、平成22年は33.2%であった。

主な罪名（被害者が女性に限られる強姦を除く。）について、平成22年の被害女性比を見ると、強制わいせつ（97.7%）、詐欺（47.9%）、強盗（42.8%）、殺人（38.7%）、窃盗（33.8%）の順に高い。傷害においては、被害女性比が毎年一般刑法犯を下回っている。

5 女性受刑者の動向

（1）入所状況（第6章）

女性の入所受刑者人員は、昭和60年（1,363人）と平成18年（2,333人であり、昭和55年以降で最多）にそれぞれピークを迎えているが、18年は昭和60年の約1.7倍であって、平成19年以降もおおむね横ばいとなっており、以前に比べて高い水準で推移している。また、女性比は、昭和55年以降、ほぼ一貫して上昇傾向にあり、平成22年には昭和55年の約2.7倍（8.1%）にまで上昇している。なお、罪名では、窃盗と覚せい剤取締法違反が全体の約4分の3を占めている。

年齢層別に見ると、昭和59年以降、ほぼ一貫して65歳以上の構成比が上昇している。平

成22年における女性の年齢層別構成比は、高い順に、30歳代（29.5%）、40歳代（23.8%）、50～64歳（20.7%）、20歳代（14.8%）、65歳以上（11.2%）であった。なお、22年において、窃盗では、65歳以上の構成比（22.1%）が高く、高齢化が進んでいる一方、覚せい剤取締法違反では、20歳代から40歳代が約9割を占めている。

女性の初入者の人員は、昭和59年の第1のピーク（811人）、平成3年の底（458人）を経て、18年に第2のピーク（1,619人）となった後、緩やかな減少傾向にある。一方、再入者の人員は、昭和60年代のピーク（500人台）を経て、平成4年から11年までほぼ横ばい（400人程度）で推移した後、12年からは増加傾向にあり、22年は昭和55年以降で最多となった。女性の再入者率（入所受刑者人員に占める再入者人員の比率）は、平成3年に約5割に達した後、低下傾向となったが、平成17年に上昇に転じ、22年は38.8%であった。なお、覚せい剤取締法違反及び窃盗では、再入者率が特に高く（平成22年でそれぞれ48.5%、43.7%）、両者を合わせて、女性の再入者の約9割を占めている。

女性の入所受刑者の有職者率（入所受刑者中の犯行時における有職者と無職者の合計に対する有職者の比率）は、昭和55年以降、3割前後で推移していたが、次第に低下し、平成22年は18.4%となっている。なお、有職者率は、毎年女性の方が男性に比べて低い状態で推移しているが、その差は縮小している。

女性の懲役刑受刑者の刑期の特徴を見ると、昭和55年においては「1年以下」の刑期の者の構成比が高かったが、その後、低下が著しく、平成22年においては、「1年を超え2年以下」の構成比が42.6%と最も高く、それに「2年を超え3年以下」（25.1%）、「1年以下」（17.4%）が続いた。長期刑（10年を超える刑期（無期を除く。）をいう。）では、女性は、増加傾向にあるものの、9割以上は男性であり、女性比は低い。

（2） 出所状況（第7章）

女性の出所受刑者の人員は、昭和55年（827人）から徐々に増加し、62年（1,329人）を機に減少に転じ、平成6年には918人となった。その後、再び増加傾向となり、18年以降は2,000人以上の高水準を維持している。

仮釈放率は、昭和55年（75.6%）から平成6年（84.7%）にかけて緩やかに上昇し、以後80%前後で推移し、18年以降は低下傾向で、22年は69.1%（昭和55年以降最低）であった。なお、女性の仮釈放率は、毎年男性よりも高い。

女性の出所受刑者の帰住先を構成比で見ると、「父・母」及び「更生保護施設」が主となっている。

各年の女性の出所受刑者において、職業訓練修了者の人員は、昭和55年は130人であったが、63年から平成9年は30人から60人程度と少なく、10年から19年にかけて、100人から140人程度の間で推移していたが、以後大幅に増加し、22年は394人であった。人員の増加に加え、職業訓練の種目も変化しており、近年において矯正施設入所者等に対する就労支援が充実強化され、時代の要請に応じた職業訓練がなされていることがうかがわれる。

6 女子の少年鑑別所被収容者の動向（第8章）

女子の少年鑑別所被収容者は、昭和55年以降で見ると、59年に最多となったが、その後、増減があった後、平成17年から毎年減少しており、22年は昭和59年の約40%となった。

年齢層別に見ると、昭和55年以降、ほとんどの年で、中間少年の比率が最も高く、次に年少少年であり、年長少年が最も少ない。男子と比べ、年少少年の比率が高く、年長少年の比率が低い。

非行名別に見ると、平成22年においては、窃盗、傷害、ぐ犯、覚せい剤取締法違反による者の順に多い。

女子の少年鑑別所被収容者全体に占める窃盗による者の比率は、昭和55年は12.1%であったが、平成22年は29.8%に上昇した。傷害による女子の少年鑑別所被収容者人員は、8年まではほぼ毎年200人未満であったが、9年以降は、毎年200人を超えて推移している。

ぐ犯による女子の少年鑑別所被収容者は、昭和55年以降長期的に減少傾向にあり、同年は1,430人であったが、平成22年は226人である。ぐ犯による少年鑑別所被収容者について、男女別に見ると、昭和55年以降、ほとんどの年において女子の人員が男子よりも多かったが、平成20年以降、男子が多くなっている。

覚せい剤取締法違反による女子の少年鑑別所被収容者は、平成10年以降、おおむね減少傾向にある。年齢層別に見ると、他のほとんどの非行名と異なり、年長少年の比率が高い。覚せい剤取締法違反による少年鑑別所被収容者を男女別に見ると、昭和55年では男子が女子の3倍以上であったが、その後、女子比が徐々に上昇し、平成14年以降、女子が男子を上回っている。

7 女子の少年院入院者の動向（第9章）

女子の少年院入院者は、昭和55年以降で見ると、60年に最多となり、平成18年からほとんどの年で減少し、22年は昭和60年の44.4%であった。

年齢層別に見ると、昭和55年以降ほぼ毎年中間少年の比率が最も高い。同年においては、それに次いで、年少少年、年長少年の順であったが、平成3年以降は、ほとんどの年で、年長少年、年少少年の順となっている。いずれの年においても、女子が男子より、年少少年の比率が高く、年長少年の比率が低い。

女子の少年院入院者を不良集団関係別に見ると、「不良集団関係なし」の構成比が最も高く、平成22年においては約6割であった。「暴力団」「暴走族」との交友のある者の構成比は、昭和55年においては高かったが、その後低下している。非行名別に見ると、平成22年においては、窃盗、覚せい剤取締法違反、傷害、ぐ犯による者の順に多い。

8 女性の保護観察対象者の動向（第10章）

女子の保護観察処分少年の人員は、昭和55年以降緩やかな増減を繰り返し、平成22年は

2,060人であり、昭和55年の約1.2倍である。女子比は、昭和55年には6.6%であったが、平成22年には12.8%となった。女子の保護観察処分少年を非行名別に見ると、平成22年においては、窃盗、傷害が多く、いずれも昭和55年に比べて大きく増加している。

女子の少年院仮退院者の人員は、昭和55年以降、400人前後から700人前後の間で推移し、女子比も9%から13%の間で推移している。女子の少年院仮退院者を非行名別に見ると、平成22年においては、窃盗、覚せい剤取締法違反、ぐ犯、傷害の順に多い。

女性の仮釈放者の人員は、昭和55年以降、増加傾向にあり、平成22年は1,497人と昭和55年の約2.4倍であった。女性比も同年以降、上昇傾向にあり、平成22年は10.3%であり、昭和55年より6.3pt高かった。平成22年の女性の仮釈放者を罪名別に見ると、覚せい剤取締法違反、窃盗、詐欺、殺人の順に多い。覚せい剤取締法違反と窃盗による女性の仮釈放者は、昭和55年に比べ大きく増加している。

女性の保護観察付執行猶予者の人員は、昭和55年以降、400人台から600人台の間で推移している。男性に比べて、女性の増減は比較的少ない。女性比は、昭和55年以降上昇傾向にあり、平成22年は13.3%であり、昭和55年に比べて6.5pt高い。平成22年の女性の保護観察付執行猶予者を罪名別に見ると、窃盗、覚せい剤取締法違反が多く、この2罪名で全体の7割以上を占めている。

9 婦人補導院等の動向（第11章）

女性の売春防止法違反の送致人員は、昭和55年（1,425人）以降、おおむね減少を続け、平成15年以降おおむね400人前後で推移している。女性の同法違反による起訴率は、平成5年以降、ほとんどの年で60%を下回り、それ以前に比べて低い水準となっている。婦人補導院の新収容人員は平成4年以降0人である年が多い。

凡 例

1 用語の定義

(1) 「女子」・「男子」

第1章及び第2章 20歳未満の女性・男性

第4章及び第8章ないし第11章 少年法の適用を受ける女性・男性

(2) 「女性比」・「女子比」 男女総人員に占める女性又は女子の比率

(3) 「年少少年」 14歳及び15歳の者

(4) 「中間少年」 16歳及び17歳の者

(5) 「年長少年」 18歳及び19歳の者

(6) 「一般刑法犯」 道路上の交通事故に係る業務上過失致死傷，重過失致死傷及び自動車運転過失致死傷を除く刑法犯（第2章及び第5章においては，更に道路上の交通事故に係る危険運転致死傷を除く。）

(7) 「高齢者」 65歳以上の者

(8) 「人口比」 ある一定のグループに属する者の人口10万人当たりの人員

(9) 「侵入盗」 住宅又は住宅以外の建物に侵入し，金品を窃取するもの

(10) 「乗り物盗」 自動車，オートバイ又は自転車を窃取するもの

(11) 「非侵入盗」 侵入盗及び乗り物盗以外の窃盗

(12) 「交通関係法令」 平成15年までは道路交通法，道路運送車両法，自動車損害賠償保障法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律
平成16年以降は，これらに加えて，道路運送法，道路法，高速自動車国道法，駐車場法，土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法，タクシー業務適正化臨時措置法，貨物運送取扱事業法，貨物自動車運送事業法，スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

(13) 「検察庁終局処理人員」 起訴人員及び不起訴人員の合計

(14) 「起訴率」 起訴人員及び不起訴人員の合計に占める起訴人員の比率

(15) 「起訴猶予率」 起訴人員及び起訴猶予人員の合計に占める起訴猶予人員の比率

(16) 「初犯者」 罰金以上の刑に処せられたことがない者

(17) 「有前科者」 罰金以上の刑に処せられたことがある者

(18) 「入所受刑者」 裁判が確定し，その執行を受けるため，各年中に新たに入所するなどした受刑者をいい，矯正統計年報における「新受刑者」に相当する。

(19) 「初入者」 受刑のため刑事施設に入所するのが初めての者

(20) 「再入者」 受刑のため刑事施設に入所するのが2度目以上の者

- (21) 「仮釈放率」 満期釈放者及び仮釈放者の合計人員に占める仮釈放者の比率
- (22) 「保護観察率」 執行猶予の言渡しを受けた人員に占める保護観察付執行猶予の言渡しを受けた人員の比率

2 資料

本報告中の数値は、以下の統計による。

- (1) 第1章、第2章及び第5章：○年の犯罪（以下「警察庁の統計」という。警察庁刑事局）
人口資料（総務省統計局）
- (2) 第3章：検察統計年報（法務省大臣官房司法法制部）
- (3) 第4章：司法統計年報（最高裁判所事務総局）
- (4) 第6章ないし第9章：矯正統計年報（法務省大臣官房司法法制部）
- (5) 第10章：保護統計年報（法務省大臣官房司法法制部）
- (6) 第11章：警察庁の統計（警察庁刑事局）
検察統計年報（法務省大臣官房司法法制部）
矯正統計年報（法務省大臣官房司法法制部）

3 計数処理方法

構成比、比率等は、それぞれ四捨五入したため、構成比の和は、100.0にならないことがある。

また、各比率間の和や差を求めるときは、四捨五入する前に各数値の和や差を算出し、得られた数値を四捨五入する方法によっている。そのため、各数値をそれぞれ四捨五入した上で、これらの和や差を算出する方法によって得られる数値とは一致しないこともある。

4 その他

罪名・用語及び図表の表示方法については、この凡例又は本文中に特に記載のない限り、平成23年版犯罪白書の用例による。

女性と犯罪（動向）

研究官	清水	淑子
研究官	野下	智之
研究官	樫山	昇
研究官	塩島	かおり
研究官	瀧澤	千都子
研究官	田島	秀紀
研究官補	石川	ゆかり
研究官補	重山	智保
研究官補	藤原	志保
千葉保護観察所長（前研究官）	青木	信人
新潟保護観察所統括保護観察官（前研究官）	武田	玄雄
黒羽刑務所主任矯正処遇官（前研究官補）	中林	保雄

目 次

第1章 検挙（送致）人員の動向	1
第1節 本章の内容と用語	1
第2節 一般刑法犯	2
第3節 殺人	6
第4節 強盗	9
第5節 傷害	15
第6節 放火	18
第7節 窃盗	21
第8節 詐欺	32
第9節 特別法犯	38
第10節 覚せい剤取締法違反	41
第2章 少年検挙人員の動向	44
第1節 就学・就労状況別検挙人員	44
第2節 保護者の状況別検挙人員	53
第3章 検察庁終局処理人員の動向	61
第1節 検察庁における処分の概況	61
第2節 前科の有無別起訴・起訴猶予人員	78
第3節 初犯者率	93
第4章 ぐ犯の態様別家庭裁判所終局人員の動向	99
第5章 女性が被害者となった犯罪の動向	101
第1節 一般刑法犯	101
第2節 殺人	102
第3節 強盗	103
第4節 傷害	104
第5節 強姦	105
第6節 強制わいせつ	106
第7節 詐欺	107
第8節 窃盗	108

第6章 入所受刑者の動向	109
第1節 全体的な動向	109
第2節 罪名別による動向	121
第7章 出所受刑者の動向	143
第1節 出所受刑者	143
第2節 出所後の帰住先	147
第3節 職業訓練	149
第4節 出所時の保護状況	150
第8章 少年鑑別所被収容者の動向	151
第1節 入所状況	151
第2節 非行名別の動向	153
第9章 少年院入院者の動向	157
第1節 入院状況	157
第2節 非行名別の動向	159
第10章 保護観察対象者の動向	164
第1節 保護観察処分少年	164
第2節 少年院仮退院者	166
第3節 仮釈放者	168
第4節 保護観察付執行猶予者	171
第11章 婦人補導院等の動向	174